表 430 基礎年金（新法）受給権者数（事業月報）

昭和61年4月からは、それまで適用されていた国民年金法（旧法）に代わって、新しい国民年金法（新法）が適用されることとなった。この表は、国民年金法（新法）が適用される国民年金の受給権者を区分ごとに表している。

平成29年度

	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金（旧障害福祉年金及び20歳前の障害）	遺族基礎年金	遺族基礎年金（旧母子福祉年金）	総数
総数	**268,485**	**7,206**	**8,360**	**1,931**	**－**	**285,982**
川崎区	45,234	1,192	1,342	374	－	48,142
幸区	32,723	901	1,074	214	－	34,912
中原区	35,719	966	1,098	253	－	38,036
高津区	37,921	1,079	1,341	323	－	40,664
宮前区	42,364	1,115	1,272	301	－	45,052
多摩区	37,580	1,081	1,274	229	－	40,164
麻生区	36,944	872	959	237	－	39,012

資料：保険年金課